

## 【台湾】立法院職権行使法等の改正に対する違憲判決

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2024年6月、立法院の改革を唱える野党の主導で立法院職権行使法及び刑法が改正された。与党等は憲法法廷に違憲審査を請求し、同年10月、同法廷は改正の一部を違憲と認めた。

### 1 立法院職権行使法及び刑法の改正

台湾では、2024年1月の立法委員選挙の結果、民主進歩党は少数与党となり、中国国民党及び台湾民衆党から成る野党が立法院の過半数を占めた<sup>1</sup>。立法院の改革を唱える両党が主導し、同年5月28日、立法院の権限強化のため、立法院職権行使法<sup>2</sup>（以下「行使法」）及び刑法<sup>3</sup>を一部改正する法律案が可決された。行使法（全13章106か条）の主な改正点は次のとおり。

第一に、総統が立法院で行う国情報告について、毎年の実施日を定例化し、報告書の提出を義務付け（第15条の1）、報告に関して立法委員が口頭で提出した質問には、直ちに回答すること等を総統に義務付けた（第15条の4）。第二に、行政院長が立法院で行う施政方針説明等において、立法委員による質問に対する反対質問等を禁止した（第25条）。第三に、人事同意権<sup>4</sup>について、記名投票による採決に改め（第29条）、被指名者に関係資料と共に誓約書を提出させ、その内容に不正等がある場合、立法院は同意してはならないとした（第29条～第31条）。第四に、立法院が議案等について調査権を行使するために置くことができる調査委員会及び調査専門チームの規定を詳細化し、その権限を強化した（第45条～第53条の3）。第五に、聴証会<sup>5</sup>についての規定を新設し（第59条の1～第59条の8）、正当な理由のない出席及び陳述の拒否、政府職員等による虚偽陳述等を禁じ、違反者を処罰する等の規定を設けた。

また、同時に改正された刑法では、国会軽視罪が追加され（第141条の1）、公務員が立法院で重要な事項について虚偽の陳述等を行った場合、懲役、拘留又は罰金に処すとした。

### 2 司法院憲法法廷による違憲審査

#### (1) 違憲審査の請求から判決に至るまで

行使法及び刑法の改正の可決後、行政院は再議<sup>6</sup>を求めたが、2024年6月21日、立法院はこれを否決した。総統、与党等は、改正の手續及び内容に対する違憲審査を司法院憲法法廷<sup>7</sup>に請

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年1月14日である。台湾の法令の原文は、全国法規データベース（「全国法規資料庫」<<https://law.moj.gov.tw/>>）から閲覧した。

<sup>1</sup> 全113議席中、民主進歩党は51議席（改選前61）、中国国民党は52議席（改選前38）、台湾民衆党は8議席（改選前5）を獲得した。残り2議席は無所属で、時代力量（改選前3議席）は議席を失った。

<sup>2</sup> 「立法院職権行使法」2024年6月24日公布、施行。総統令華総一義字第11300056401号。立法院で行う議案審議、総統や行政院による報告の聴取、人事同意権、調査権の行使、不信任、弾劾案の処理等について規定する。

<sup>3</sup> 「中華民國刑法」2024年6月24日公布、施行。総統令華総一義字第11300056391号。

<sup>4</sup> 中華民國憲法第104条、憲法追加修正条文第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項により、司法院、考試院、監察院の院長及び副院長については、総統が指名し、立法院が任命に同意することとされている。

<sup>5</sup> 調査委員会等が、総統及び副総統の弾劾、人事権の行使等のために開くことができる。

<sup>6</sup> 中国語原文は「覆議」。憲法追加修正条文（「中華民國憲法增修條文」2005年6月10日公布、施行。総統令華総一義字第09400087551号）第3条により、行政院は、総統の承認の下、立法院の議決内容に対して提出できる。

<sup>7</sup> 最高司法機関である司法院は、憲法を解釈し、法律等を統一的に解釈する権限を有する（憲法第47条）。2022年以降、これらの解釈は、司法院大法官によって構成される憲法法廷において行われている。

求した。同年7月19日、同法廷は、一部の改正内容の適用を一時停止する処分を決定し<sup>8</sup>、同年8月6日、口頭弁論が行われ、当事者及び同法廷が選任した有識者等が陳述を行った<sup>9</sup>。

## (2) 判決の主な内容

同年10月25日、同法廷は判決を下し<sup>10</sup>、両法律の立法手続について、瑕疵（かし）はあるものの、憲法の原則に反し、法律の効力等に影響が及ぶとは言えないとの判断を示した。一方、行使法の43の改正条文中17を違憲とし、新設された刑法第141条の1も違憲とした。争点に関する主な改正条文とそれに対する判決内容は、次表のとおりである。

表 違憲審査の主な争点に関する規定と判決内容

事項	主な規定	判決内容
国情報告	総統は、毎年2月1日までに国情報告書を立法院に提出し、同年3月1日までに立法院で国情報告を行う（行使法第15条の1）。	<b>(違憲)</b> 憲法追加修正条文では、総統による国情報告を受動的に聴取する権限を立法院に認めるのみで、総統には、立法院で国情報告を行う憲法上の義務はない。国情報告の日時、形式、主題等については、立法院が一方的に決定することはできない。
	立法院は、国政の大方針及び重要課題について、総統の国情報告を聴取できる（同第15条の2）。	
	立法委員は口頭又は書面で質問できる。総統は、口頭の質問には直ちに、書面の質問には7日以内に書面で、回答する（同第15条の4）。	<b>(違憲)</b> 立法院には、総統による報告内容を指定し、その内容について総統に質問し、回答を要求する等の権限はない。
反対質問	（行政院が立法院で施政方針説明等を行うとき）立法委員による質問に対し、反対質問をし、又は議長の同意等なく、回答拒否、欠席、国会軽視の行為等をしてはならない（同第25条）。	<b>(一部違憲)</b> 反対質問には、行政院長等が質問者への問いかけによって回答し、又は問題を整理すること等は含まれず、その限りにおいて憲法に反しない。回答拒否、欠席等を禁じることは、立法委員の越権である。
人事同意権	記名投票により採決する（同第29条）。	<b>(合憲)</b> 立法院の自律権に属し、憲法上の問題はない。
	被指名者は、資料と共に誓約書を提出し、隠匿、虚偽がない旨誓約する（同第29条の1）。	<b>(一部違憲)</b> 資料中の虚偽に関する誓約は合憲であるが、情報開示の決定権は被指名者自身にあり、隠匿に関する誓約は義務とすることはできない。同様に、陳述内容に関する誓約を義務とすることも、立法院の越権である。
	被指名者は、陳述の際も誓約書を提出し、隠匿、糊塗等がない旨誓約する（同第30条）。	
調査権	誓約の拒否又は内容の不正、虚偽等があった場合、立法院は同意を与えない（同第30条の1）。	<b>(違憲)</b> 憲法上の義務に反する。同意権によって総統や行政院の職権行使を妨害してはならない。
	立法院は、調査委員会又は調査専門チームを置くことができる（同第45条第1項等）。	<b>(一部違憲)</b> 調査専門チームの設置は、立法院による調査権の直接行使を求める憲法の規定に反する。
	調査委員会は、関係機関に資料提出等を要求できる（同条第2項）。	<b>(一部違憲)</b> 憲法上の職権を行使する特定議案に関わる事項で、かつ調査の必要のあるものに限定される限りで問題はない。ただし、政府職員及び人民には、資料提出等の義務はなく、これを求めることは、立法院の越権である。
聴証会	調査等の対象者が、調査委員会等による越権行使等に当たると考え、証言等を拒否する場合は、議長の同意を要する（同第50条の1）。	<b>(違憲)</b> 証言拒否は、調査対象者が有する当然の権利であり、議長の同意を要しない。議長の同意を要件とすることは、憲法の保障する基本的権利の過度の制限に当たる。
	出席要請を受けた政府職員及び人民は、正当な理由なく出席を拒否できない（同第59条の3）。	<b>(合憲)</b> 政府職員が職務執行の必要等に、人民が自らの意思に基づき出席を拒否することは、正当な理由に当たる。
	聴証会での弁護士等の同席には、議長の同意を要する（同第59条の4）。	<b>(違憲)</b> 人権に対する過度の制限であり、憲法の比例原則に反する。
国会軽視罪	証言拒否者等を過料に処し、虚偽の陳述をした政府職員を弾劾できる（同第59条の5）。	<b>(違憲)</b> 資料提出や証言は法的義務ではなく、処罰の前提が存在しない。弾劾は、監察院の職権への介入である。
	公務員が立法院での聴証会や質問時に、重要な関係事項について虚偽の陳述等を行った場合、懲役、拘留又は罰金に処す（刑法第141条の1）。	<b>(違憲)</b> 必然的に行政院の職権行使の利益を損なう立法は、憲政体制全体の維持という重要な公共の利益にかなうとは言い難い。また、陳述は、民意の判断を受け、政治責任を負うべきであって、これに法的責任を負わせるのは、憲法の比例原則に反する。

（出典）立法院職権行使法及び刑法の規定並びに113年憲判字第9号判決の内容を基に筆者作成。

<sup>8</sup> 「113年憲暫裁字第1號」2024.7.19. 憲法法庭 <<https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=39&id=353184>>

<sup>9</sup> 「憲法法庭 8.6 就立法院職権行使法等行言詞辯論」2024.8.9. 司法院 <<https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-1454-1141707-d7477-1.html>>

<sup>10</sup> 「113年憲判字第9號」2024.10.25. 憲法法庭 <<https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=38&id=352966>>